

「6-2.乗用車の視界(ECE/R125 関係)」

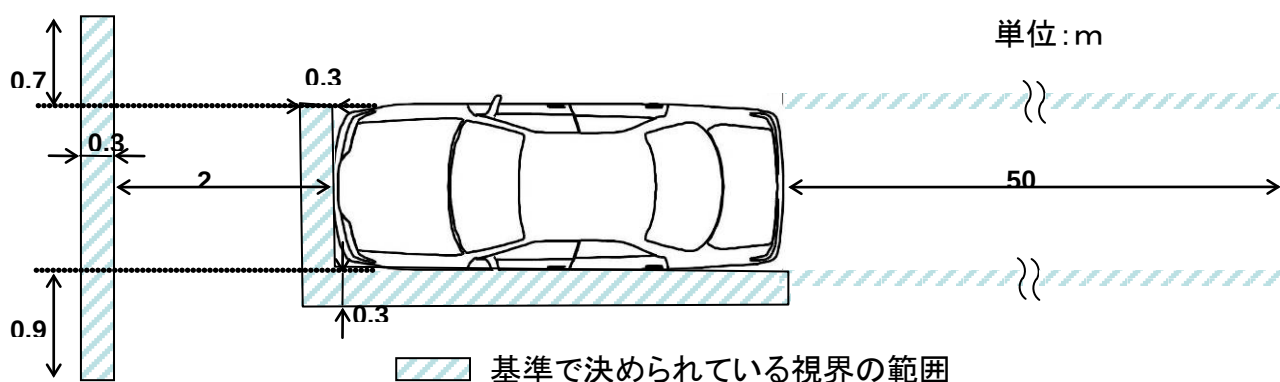
● 適用範囲

専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 9 人以下のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被けん引自動車を除く。）

● 概要

(1) 現行の保安基準

乗用車に係る視界要件は次の通り定められている。



(2) 視界基準の動向

1) 現在、自動車の前方視界基準について、協定規則第 125 号（前方視界）の規定を採択しよう検討をおこなっているところ。

当該規則を採択した場合、今まで国内基準に規定されていなかった以下の直接前方視界要件が新たに追加されることとなる。

- ① 運転者が視野の確保に必要な自動車の側方の視界を「A」ピラーによって遮蔽される許容角度
- ② 運転者の 180° 直接前方視界の妨害角

2) 当該規則において国内基準に該当する要件（①：自動車前面から 2 m の距離にあるポール の直接視界基準）がないことから、本要件を協定規則第 125 号に取り入れる改正を日本から提案し、WP 29 の分科会では既に承認を得られており、今後、UN 規則に本改正提案が採用される予定。

● 制定・改正時期

協定規則第 125 号に本改正提案が採用された後、速やかに当該規則を採用する。